

平成 30 年 5 月 2 日

守口市民間保育所設置運営事業者募集要項

守口市こども部こども政策課

1 募集の目的

守口市（以下「本市」という。）では、現在、安心の子育て・子育てと、子育て世代の定住による活力と成長の「もりぐち」の実現に向け、子育て支援に積極的に取り組んでいます。また、国の子ども・子育て支援新制度の本格施行によって、全国的にも保育ニーズは確実に増加しており、本市においても、今後より一層保育の提供体制の確保が課題となることが想定されます。そこで、本市におけるさらなる待機児童（厚生労働省定義外の未利用児童を含む）の解消・子育て世代への支援を目指し、保育提供量の確保を目的に、民間保育所設置運営事業者を募集します。

2 募集概要

(1) 募集事業

保育所（児童福祉法第 39 条第 1 項に規定される、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設）

(2) 事業の募集地域及び事業所数

募集地域 守口市内全域

募集事業所数 今回の募集では募集事業所数は設けません。

※ただし、平成 31 年 4 月 1 日開設など早期に開所予定の事業者を優先します。また、複数事業者から応募があり、いずれも要件を満たしている場合は、守口市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し結果及び平成 30 年 4 月 1 日現在の未利用児童数の状況等を勘案のうえ、「守口市子ども・子育て会議認可部会」の意見等を踏まえ、認可判断ないし認可時期を見送ることもあり得るものとします。

(3) 募集施設定員数

90 人以上

※3 歳児段階での需要を受け止める観点を踏まえ、0 歳児～5 歳児もしくは 1 歳児～5 歳児までの各年齢について定員設定を行うこと。

(4) 開設日

平成 31 年度末まで（平成 32 年 3 月 31 日まで）に開設すること。

※施設整備に係る国庫補助等の活用を予定する事業者については、平成 31 年 4 月開設を予定する事業者を優先採択する。

(5) 開園時間

1 日 11 時間以上

3 募集条件

(1) 事業者の応募資格等

児童福祉法第 39 条第 1 項に規定される保育所について、同法第 35 条第 4 項の規定による設置認可を受けることを希望している者で、同条第 5 項第 1 号から第 4 号までの基準及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する条件を満たし、かつ、下記の①～⑥の条件を全て満たすもの（法人格の有無は問わず、個人運営も可とする）。

- ① 平成 30 年 4 月 1 日現在で、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県で保育所、幼稚園、認定こども園又は小規模保育事業のいずれかの運営実績があること。なお、保育所の認可を受けようとする者が、保育の実施を他の者に委託する場合においても同様とする。
- ② 事業者が社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、保育事業に熱意を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有すること。また、実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- ③ 本市の子育て支援行政をよく理解し、市の施策に対し協力できること。また、事業実施場所の近隣住民と積極的に信頼関係を築くこと。
- ④ 現に、事業者が運営している施設において、平成 26 年度以降に実施された所管庁等による直近の監査・実地指導等で、文書による重大な指摘を受けていないこと。ただし、指摘を受けていた場合でも、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていないものと同様に扱う。
- ⑤ 事業者に社会的信望があり、適切な保育事業の運営が期待できること。
- ⑥ 事業を実施するために必要な経済的基盤があり、次に掲げる内容を満たしていること。
 - (ア) 財政内容が適正であり、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。また、本市が課税する市税を滞納していないこと。
 - (イ) 直近の会計年度において 3 年以上連続で損失を計上している事業者でないこと。

- (ウ) 保育所運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通・定期預金等）により保有していること。
- (エ) 施設の使用開始期間から1年間の賃借料に相当する額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通・定期預金等）により保有していること。
- ⑦ 資金計画及び事業計画が適正であること。
- ⑧ 児童福祉法第35条第5項第4号に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
- ⑨ 原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、または国もしくは地方公共団体から貸与もしくは使用許可を有していること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年雇児発第0524002号、社援発第0524008号）に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基盤がある」と取り扱って差し支えないこと。
- ⑩ 労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けている事業者ではないこと。
- ⑪ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑫ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑬ 守口市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

（2）欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、選定の対象から除外する。

- ① 本募集要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合。
- ② 提出書類の不備又は記載内容に虚偽があった場合。
- ③ 応募後に、本市の指示事項に正当な理由もなく従わない等、保育事業の適切な実施が困難と判断した場合。
- ④ 本市の承諾なく、事業計画の内容等を変更した場合又は大幅な変更が生じた場合。
- ⑤ 申請者及び申請者の代理人並びにその関係者が、選定審査に関する不当な要求等を行った場合。
- ⑥ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合。
- ⑦ その他不正な行為があった場合。

4 施設の整備に関する条件

- (1) 申請者が自ら所有する又は賃借する物件であること。賃借の場合は、安定的かつ継続的な賃借が可能なものであること。
- (2) 施設は、開所予定日までに開所すること。保育を実施するために施設整備等が必要な場合については、開所までの期間内に完了できるよう整備計画の内容を精査すること。
- (3) 施設の整備は、防音及び振動に対する措置を行うこと。
- (4) 施設の設備は、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する基準を満たすこと。
- (5) 建築基準法、消防法その他関係法令の要件を遵守すること。
- (6) 既存建物である場合は、建築検査済証によって完了検査が行われたことが確認できること。なお、建築検査済証を紛失している場合は、建築確認台帳記載事項証明により完了検査が行われたことが確認できること。
- (7) 建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）により建築された建物又は耐震診断などによって新耐震基準を満たすことが証明できる建物であること。
- (8) 事業実施にあたって、土地・建物の賃借又は取得を予定している場合は、事業を開始する際に当該土地・建物の使用ができることを証明できる書面（合意書や協議書など）の写しを提出すること。
- (9) 施設の開所準備は、費用負担を含め事業者において行うこと。ただし、下記「6 施設の整備についての助成制度」に該当する場合は、当該整備にかかる工事費等に国や府の補助金を活用することができるものとする。
- (10) 近隣住民に対する配慮という観点から、保育所の敷地内に、給食の材料搬入や緊急時等に利用する車両置場を設置することについても検討すること。

5 施設の運営に関する条件

- (1) 施設の運営については下記の法令等の基準を満たすこと。

- ・児童福祉法及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第103号）
- ・保育所の設置認可等について（平成12年児発第295号厚生省児童家庭局長通知）に掲げる要件
- ・守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第16号）

(2) 0歳児～5歳児もしくは1歳児～5歳児までの各年齢について定員設定を行うこと。なお、定員構成は、事業者選定後に市と協議の上、最終的に決定するものとする。

(3) 保育士、嘱託医、嘱託歯科医及び調理員を配置すること。

(4) 保育士等の配置は次のとおりとする。

施設長		必置（保育従事者と兼務可）
保育従事者	資格	保育士（※1）
	配置基準	【0歳児】おおむね乳児3人につき1人以上 【1歳児、2歳児】おおむね幼児6人につき1人以上 【3歳児】おおむね幼児20人につき1人以上 【4歳児、5歳児】おおむね幼児30人につき1人以上 ※保育士の常時2人以上の配置
嘱託医及び嘱託歯科医		必置
調理員等		必置

※1 保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。なお、府条例改正（平成28年4月1日施行）により、以下の4条が追加

(ア) 常時保育士の2人以上の配置に関して、当分の間、年齢別の職員配置基準を超えて保育士を配置している時間帯に限り、保育士のうち1人を、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（※）に代えることができる。

(イ) 幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を保育士に代えて活用可能とする。

(ウ) 基準上必要な保育士数を上回って必要となる保育士について、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（※）に代えることができる。

(エ) (イ) 及び (ウ) の規定を適用する際は、基準上必要な保育士の3分の

2以上、保育士資格を有する者を置かなければならない。

- (※) 知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、
- ・保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で1年相当程度が目安）
 - ・家庭的保育者（法第6条の3第9項に規定する「家庭的保育者」をいう。）
 - ・子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者
- とする。
- (5) 開所日は、月～土曜日とし、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は閉所とする。なお、日曜日及び祝日に開所することは可能とする。
- (6) 開所時間は11時間以上とし、必要に応じ延長すること。
- (7) 給食は、原則として自園調理（施設内において調理業務の全部を委託する場合を含む。）で行うこと。（ただし、満3歳以上児に対する食事の提供については、外部から搬入することも可能である。）なお、調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号厚生省家庭局長通知）」を遵守すること。
- (8) 給食におけるアレルギーの対応は、除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況に応じたものとする。
- (9) 必要な医薬品その他の医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- (10) 利用児童に対しては少なくとも年2回の健康診断を実施すること。また、職員への健康診断についても、最低年1回実施し、給食業務に携わる者は毎月検便を行うこと。
- (11) 事業者は、児童の日々の利用状況を的確に把握すること。また、保護者等との交流を図り、保育従事者と保護者等が日々の利用状況を適切に伝え合う体制を整え、保護者等の意見を保育運営に反映させること。
- (12) 保育士等の資質向上のため、研修の機会を確保し、市が実施する研修会等にも積極的に参加すること。
- (13) 保護者への費用負担は、原則として、市があらかじめ認めた費用以外を

求めないこと。また、保育に必要な日用品、文房具などの物品の購入に要する費用、行事の参加に要する費用等の徴収を行う場合は、保護者に事前に説明をおこなったうえ、同意を得ること。

(14) 保育中における防音・振動の対策を講じるとともに、近隣住民への説明や、問合せに丁寧に対応すること。

(15) 保護者の送迎については、近隣住民の迷惑とならないよう配慮し、職員及び関係者に注意喚起するとともに、保護者に対して理解と協力を求めること。

(16) 保育中の利用児童の事故等に備えて、損害賠償責任保険に加入すること。

(17) 事業者が複数の事業を運営している場合は、保育所の会計は、その他の事業会計と区分すること。

(18) 開所前に児童の入所を希望する保護者等へ園の運営方針等を説明・周知する機会を設け、園の運営方針等を理解したうえで、当該保護者が本市こども施設課窓口での入所申込みを行うことができるよう配慮すること。

6 施設の整備についての助成制度

事業者が実施する施設整備等の必要な工事費等に対し、予算の範囲内で国や大阪府等の補助制度を活用することができます。

ただし、平成31年4月開設予定の事業者が上記補助金を活用する場合については、施設整備計画等を勘案のうえ、「本体工事及びそれに付随する加算のみ」を適用することとし、実施設計等の費用については、事業者の負担で実施することとする。

7 応募方法等

(1) 募集要項等の配布

- ① 配布期間 平成30年5月2日（水）～平成30年5月31日（木）
- ② 配布方法 募集要項等は市ホームページからダウンロードすること。

(2) 応募書類の受付

- ① 受付期間

平成 30 年 5 月 2 日（水）～平成 30 年 5 月 31 日（木）

※ 受付期間中の受付時間は、開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

② 受付方法

守口市役所 3 階北エリアこども政策課まで応募書類を持参すること。

(3) 応募書類

応募書類は別紙一覧表のとおり。また、書類の提出にあたっては以下のとおりとする。

- ① すべて A 4 又は A 3 サイズ（A 4 サイズに折り込む）とすること。
- ② 別紙一覧の順番に並べ、様式ごとにインデックスを付け、A 4 フラットファイルに綴じること。
- ③ ファイルの表紙に「守口市民間保育所設置運営事業者応募書類」と記載したうえ、応募事業者名を記載すること。
- ④ 正本 1 部・副本 3 部のあわせて 4 部を作成すること。

(4) 応募書類提出に係る注意事項

- ① 受付期間内にすべての応募書類を提出すること。また提出された書類は返却しない。
- ② 受付期間後の応募書類の提出は受理しない。
- ③ 応募書類の作成など申込みのために生じる一切の費用は事業者の負担とする。
- ④ 応募書類の提出後に辞退する場合は、必ず書面にて届け出ること。
- ⑤ 募集要項及び応募書類について質問がある場合は、電子メールにて送信すること。電話、来庁など口頭による質問は受け付けません。また選定委員会の審査基準等に関する質問には回答いたしません。
質問の受付締切日 平成 30 年 5 月 25 日（金）午後 5 時必着
※ 質問及び質問に対する回答は、随時本市ホームページにて公表します。
- ⑥ 選定の過程で、追加資料等を提出していただくことがあります。

8 選定方法及び結果

(1) 事業者の選定及び選定基準

守口市教育・保育施設及び地域型保育事業所設置者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類について審査し、事業者を選定する。

なお、選定にあたっては、書類審査に加え、事業者にヒアリング審査を実施する。

※ 開所予定時期や審査状況によって、事業者決定時期が前後することがあ

ります。

(2) 選定結果

選定結果は応募者に文書で通知する。

(3) その他（選定の取消し等）

市は、決定事業者が本募集要項内の事項に反する重大な背徳行為があったとき、又は適切な保育事業の実施が困難と判断したときは、実施事業者の決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者は既に要した費用の弁済を求めることはできないものとする。（選定の結果、市が認可について見送る場合についても同様とする。）

9 その他の重要事項

(1) 選定された事業者は、近隣住民との連携、調整を十分に行うこと。

(2) 選定された事業者は、自ら施設整備と設置認可等に係る諸手続きを行うこと。なお、事業認可については、本選定をもって認可を確約するものではありません。

(3) 事業計画の変更は原則として認められないため、変更する場合は必ず本市と事前に協議すること。なお、開所予定日に保育事業を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害は事業者が負担すること。

(4) 事業者選定後、事業の実施を取りやめる場合は、市と必ず事前協議の上、速やかに辞退届を出すこと。

10 担当課

守口市こども部こども政策課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2-5-5

守口市役所3階 TEL：06-6992-1665（直通）

FAX：06-6994-1691

E-Mail：Mori_kodomose@city-moriguchi-osaka.jp

(参考)各エリアにおける未利用児童数一覧（括弧内は、厚生労働省定義の待機児童数）

○エリア全体（平成30年4月1日時点）

年月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
H29. 4	23 (1)	57 (28)	40 (11)	32 (8)	1 (0)	0 (0)	153 (48)
H29. 10	141 (42)	65 (23)	48 (8)	35 (7)	8 (1)	0 (0)	297 (81)
H30. 4	25 (-)	143 (-)	54 (-)	12 (-)	2 (-)	6 (-)	242 (-)

○東部エリア（平成30年4月1日時点）

年月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
H29. 4	6 (0)	7 (0)	6 (0)	7 (1)	0 (0)	0 (0)	26 (1)
H29. 10	53 (13)	15 (3)	11 (3)	5 (0)	3 (1)	0 (0)	87 (20)
H30. 4	1 (-)	46 (-)	19 (-)	5 (-)	1 (-)	2 (-)	74 (-)

○中部エリア（平成30年4月1日時点）

年月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
H29. 4	10 (0)	15 (14)	12 (5)	11 (4)	0 (0)	0 (0)	48 (23)
H29. 10	43 (17)	14 (4)	11 (2)	13 (4)	1 (0)	0 (0)	82 (27)
H30. 4	9 (-)	48 (-)	10 (-)	2 (-)	1 (-)	2 (-)	72 (-)

○南部エリア（平成30年4月1日時点）

年月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
H29. 4	7 (1)	35 (14)	22 (6)	14 (3)	1 (0)	0 (0)	79 (24)
H29. 10	45 (12)	36 (16)	26 (3)	17 (3)	4 (0)	0 (0)	128 (34)
H30. 4	15 (-)	49 (-)	25 (-)	5 (-)	0 (-)	2 (-)	96 (-)

※現在、平成30年4月の厚生労働省定義の待機児童数を精査中です。

○応募書類一覧

- ・守口市民間保育所設置運営事業者募集要項
- ・下記添付書類

添付書類

- 1 事業者運営状況（別紙1）
【添付書類】
 - ・直近3年の決算書類（個人の場合は直近3年の確定申告書の写し）及び事業開始年度の予算書（予算書を作成していない場合は費目別の収支予算が分かるものを添付）
 - ・1年間の賃借料に相当する額と年間事業費の1/2分の1以上に相当する額の合計額を普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書を添付（金融機関発行の残高証明書）
- 2 経営者一覧表（別紙2）
- 3 経営者履歴書（別紙3）
- 4 事業者が運営する施設一覧（別紙4）
- 5 監査状況（別紙5）
【添付書類】
 - ・所官庁の指摘内容を示す文書（写しの場合は原本証明） ※直近のもの
 - ・指摘に対する解決策として示した文書（写しの場合は原本証明） ※直近のもの
- 6 収支予算計画書等（別紙6）
【添付書類】
 - ・開園のために資金を借り入れる場合は、返済のための借入金返済計画書（任意様式）
- 7 職員体制計画書（別紙7）
【添付書類】
 - ・職員採用確約書 ※応募段階で、採用職員が決定していない場合のみ提出
- 8 各室面積表（別紙8）
【添付書類】
 - ・事業所の付近見取図（同一敷地内に建物及び屋外遊戯場が設置されていない場合は、子どもの移動時の安全確保等について記載したものを添付すること）
 - ・平面図（各室の用途（0歳児室など）及び面積が分かるもの）
- 9 児童福祉法第35条第5項第4号のイからルの規定に該当しない旨の誓約書（別紙9）
- 10 保育所運営に関する委託契約書の写し（事業主から委託を受けて実施する場合のみ必要）
- 11 土地及び建物の登記簿謄本（登記事項全部証明書）
- 12 建物の検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書）
- 13 耐震性があることを証明する書類（昭和56年5月31日以前に建設された既存物件において事業所を開設する場合のみ必要）
- 14 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し、賃貸借契約書の写し（不動産の貸与を受けられる場合のみ必要）
- 15 法人若しくは株式会社の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び定款（法人及び株式会社の場合に必要）
- 16 住民票の写し（個人の場合に必要）